

(介 173)

令和 3 年 1 月 5 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公印省略)

令和 2 年度第三次補正予算「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）等」について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 2 年度第三次補正予算につきましては、「第三次補正予算等を活用した「新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援」について」（日医発第 977 号（地 444）（税経 26）（健Ⅱ 384）令 2.12.18）としてお知らせしているところです。

当該補正予算においては、介護分についてもメニューが示されており、厚生労働省老健局より関連資料を入手いたしましたので、情報提供させていただきます。

第三次補正予算では「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」の積み増しや「高齢者施設の感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備」「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」等のメニューが示されております。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」につきましては、「「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）について（令和 2 年度 第 2 次補正予算）」の送付について」（（介 70）令 2.6.23）において、実施要綱をご案内しておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的にしつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。

このため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を実施。また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

令和2年度第2次補正予算で創設した以下の支援が十分に実施できるよう交付金の積み増しを行うもの。

1 感染症対策の徹底支援

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者とする職員に対して慰労金(20万円)を支給
上記以外の施設・事業所に勤務し利用者とする職員に対して慰労金(5万円)を支給

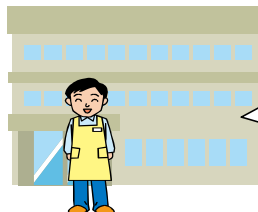
慰労金支給事業については、令和2年度第2次補正予算により7月以降順次支給を開始。(なお、令和2年6月30日までに勤務をしており要件を満たす方が対象)

3 在宅サービス事業所における環境整備への支援

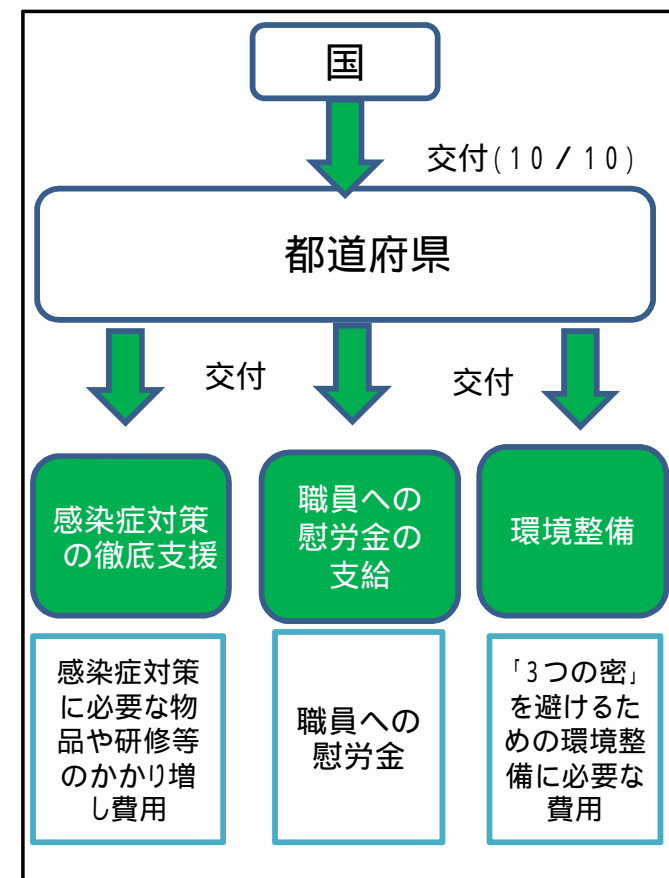
「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備を支援

補助額等

実施主体:都道府県
補助率:国 10/10



事業の流れ



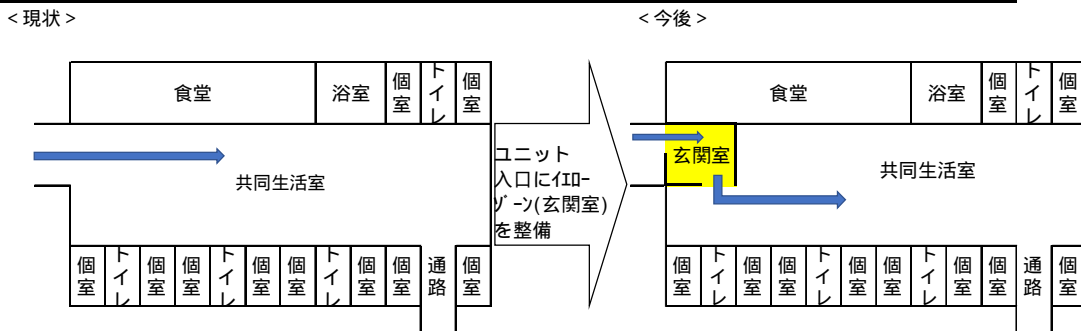
新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から、生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備の支援を行う。

ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング

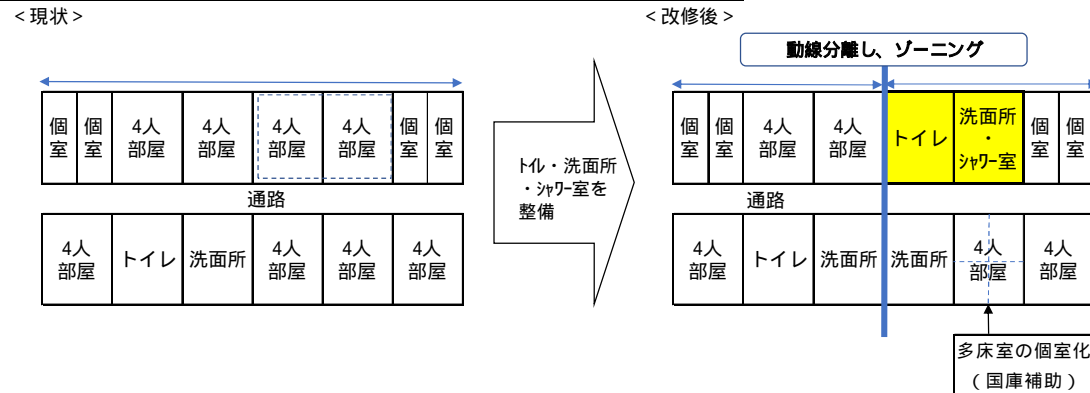
従来型個室・多床室のゾーニング

2方向から出入りできる家族面会室の整備

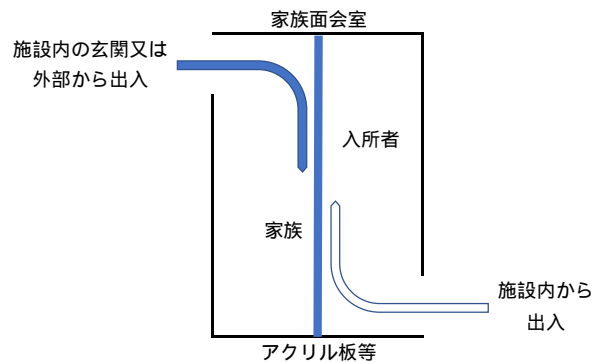
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング（新設、改修） 補助上限額：1,000千円/箇所



従来型個室・多床室のゾーニング（改修） 補助上限額：6,000千円/箇所



2方向から出入りできる家族面会室の整備（新設・改修） 補助上限額：3,500千円/施設



事業の内容

新型コロナウイルス感染症については、令和2年8月をピークに新規陽性者数が減少しつつあったが、同年11月時点で、8月の新規陽性者数を大きく上回る状態まで増加している。

今後の感染動向を見通すことが困難である中、感染が疑われる者については、積極的に行政検査を行うこととなっているところ、市区町村が行う、一定の高齢者や基礎疾患を有する者に対する行政検査以外の検査についても、検査需要の増加が予測される。

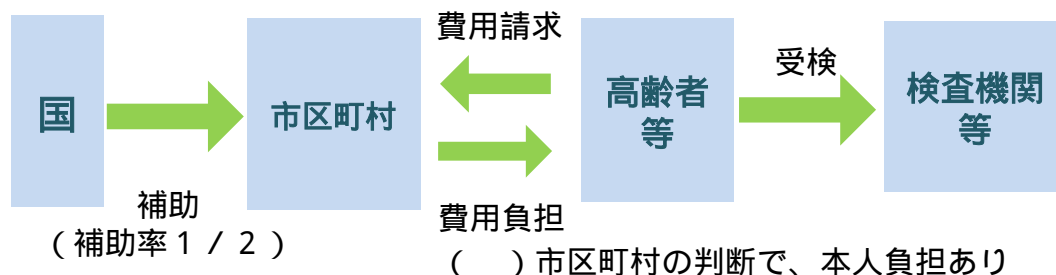
そのため、各市区町村からの検査の追加需要に対応できるよう、市区町村の取組に対する十分な支援を行う。

成果目標・事業スキーム

成果目標

本事業を通じ、一定の高齢者等が受検することで、早期発見により重症者の増加を抑える。

事業スキーム(補助)



事業のイメージ

対象者

感染拡大や重症化を防止する観点から、市区町村が行う、行政検査以外の検査事業であって、一定の高齢者や基礎疾患を有する者（ ）が、本人の希望により検査を行う場合に、国が一定程度の費用を助成する。

（ ）「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」において、重症化のリスク因子として挙げられている、65歳以上の高齢者、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を想定。この中で、市区町村の判断で対象者を設定。

対象検査

- ・PCR検査（基準単価：20,000円）
- ・抗原定量検査（基準単価：7,500円）

助成のイメージは以下のとおり。

本人負担なしでPCR検査を実施する場合

$20,000円 \times 1/2$ （補助率）= 10,000円（補助額）

本人負担ありでPCR検査を実施する場合

$(20,000円 - 5,000円(本人負担)) \times 1/2$ （補助率）= 7,500円（補助額）

【検査費用が2万円を超える場合、国の補助額は1万円が上限】

実施主体

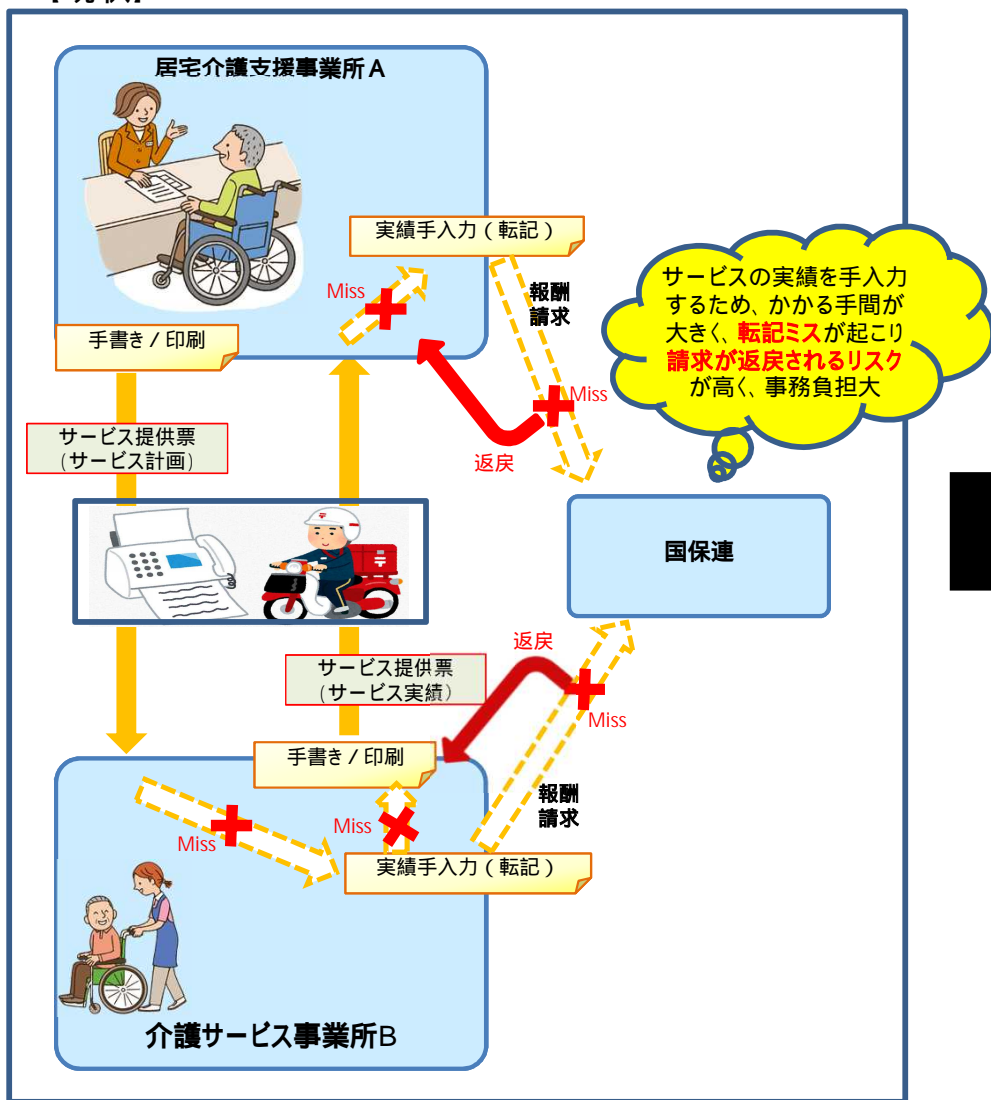
- ・実施主体は市区町村
- ・市区町村は、行政検査を含めた管内の検査の全体調整を行う都道府県と協議し、都道府県の作成した検査体制整備計画との整合性を確認した上で、検査実施体制の整備を行うこと。

ケアプランデータ連携システム構築事業

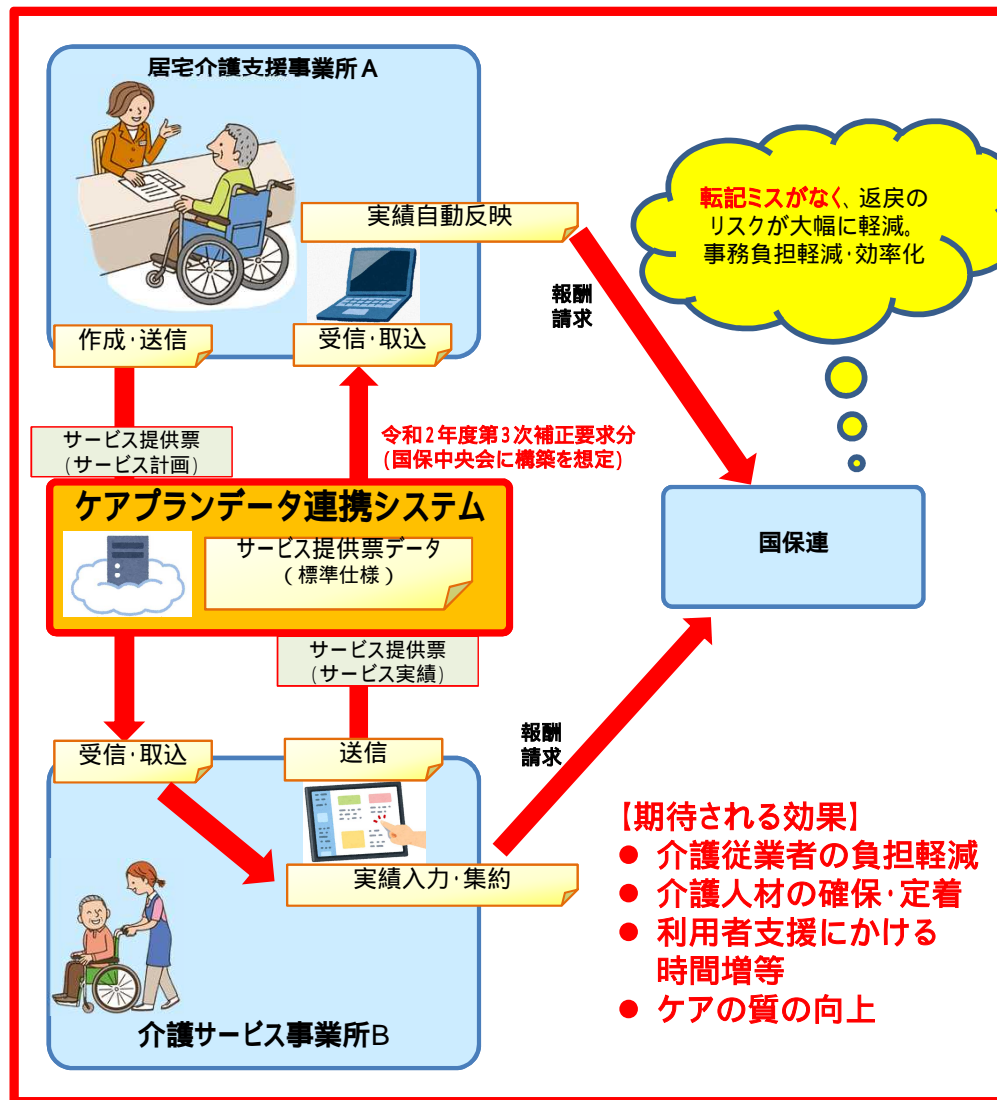
居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータについて、対面を伴わないデータ連携を実現するためのシステムを構築し、介護事業所の業務効率化を図る。

・規制改革実施計画において、「介護事業所等間でのデータ連携が可能となる環境の整備」について、「令和2年度に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置」することが盛り込まれたことから早期の実施が必要。

【現状】



【構築後】



マイナンバー情報連携のためのシステム改修

令和2年度第三次補正予算案：667,000千円

施策の目的

平成30年度税制改正により、介護保険の保険料等算定の際の所得判定に用いられる合計所得金額の算定方法が見直されることになったことから、当該見直しに対応するために必要な税情報をマイナンバーを通じて照会できるように、介護保険者のシステム改修の補助を行うもの。

事業内容

介護保険分野では、平成29年7月からマイナンバーを用いた情報連携を開始しており、その後は、各制度の改正等に伴い、必要に応じて、情報連携を行うデータ項目等を規定したデータ標準レイアウトの改版を実施している。今般、同年6月のデータ標準レイアウトの改版を行う必要があり、保険者の既存システムの改修を支援するもの。

【実施主体】市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合含む。）

【補助率】国2/3、市町村等1/3

【事業内容】令和3年6月データ標準レイアウトの改版に対応するため、市町村が行う次に掲げるシステム改修に対して補助する。

平成30年度税制改正による合計所得金額の算定方法の見直しについて、介護保険料賦課等における保険料段階や負担上限月額等の算定において影響が生じないよう、合計所得金額の見直し分に対応する制度改正を行うこととしている。制度改正後の負担上限月額の算定において、必要な情報連携による運用を可能とするため、給与所得の有無、所得金額調整控除額の確認ができるようにする。

補助率：国2/3



実施主体：市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合含む）



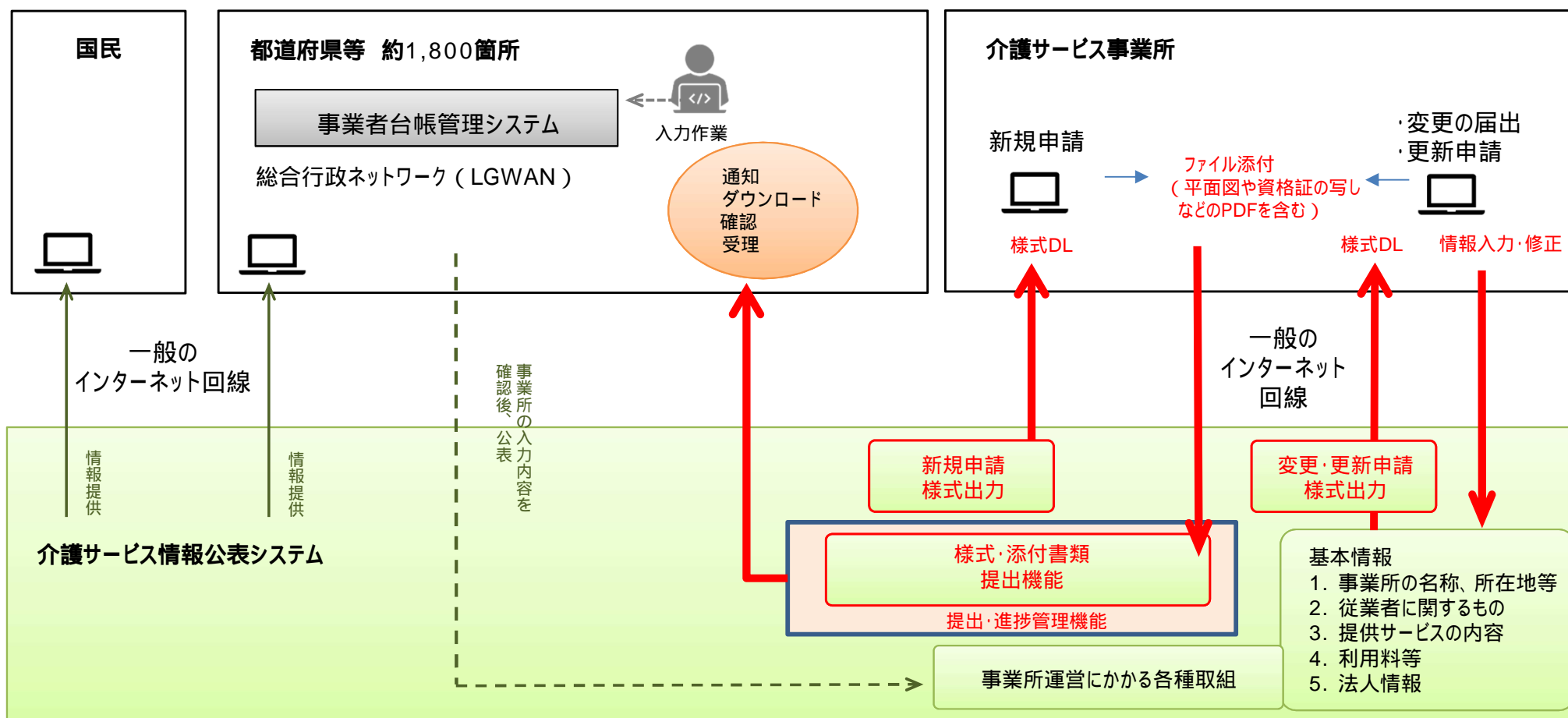
システム改修



オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業

介護サービス事業所の事業所申請について、対面を伴わない申請書類提出（紙 電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を新システムへの移行（クラウド移行）（ ）のための改修等と一体的に行う（ ）第一期政府共通プラットフォームのサービス終了に伴い、民間クラウドへ移行することを想定

・全世代型社会保障検討会議第2次中間報告において、「事業所の指定に関する申請」の「標準化と電子化の実現」について、「2020年度中に検討し、2021年度中の実現を目指す」ことが盛り込まれたことから、早期の実施が必要。



メリット

- ・介護サービス情報公表システムに登録されている基本情報がダウンロードする申請等様式に自動転記されるため、事業所の事務負担が軽減される。
- ・同一法人が運営する複数事業所を紐付ける機能を実装することにより、法人事務局による一括登録・修正が可能となる。
- ・自治体・事業者双方が申請状況の進捗を確認しやすくなる。

介護保険システムの標準化に向けた標準的仕様書作成等業務委託事業

令和2年度第三次補正予算案：147,620千円

施策の目的

国や地方自治体における情報システム等が異なり、地域・組織間で横断的にデータ活用が十分に行えないなど、システム面での様々な課題が明らかになっている。各自治体における介護保険関係の業務プロセスやシステムの標準化を行うため、標準的な仕様書を作成することを目的とする。

事業内容

各自治体における介護保険システムの標準化を行うため、その際の課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーへの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 国 10 / 10

【事業内容】 ・検討会等の運営（資料作成、とりまとめ等）、自治体・ベンダ等の関係者意見調整
・標準仕様の業務フロー、機能要件、帳票要件等一式資料の作成業務
・標準的な仕様書の作成業務 等

(標準化のイメージ)

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	- (実装不可)	- (実装不可)	- (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

標準仕様の範囲

原則

例外

必要最小限度にとどめる

介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。

このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。

具体的には、相談窓口(地域拠点)、リビングラボのネットワーク、介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

リビングラボネットワーク

- 開発実証のアドバイザー兼先行実証フィールドの役割 -

介護現場における実証フィールド - エビデンスデータの蓄積 -

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

リビングラボとは
実際の生活空間を再現し、
新しい技術やサービスの
開発を行うなど、介護現場
のニーズを踏まえた介護
ロボットの開発を支援する
ための拠点

< 令和2年度第3次補正予算の
拡充内容 >

大規模実証に係る必要経費の
拡充

相談窓口機能の拡充
(業務アドバイザー職員の増員、
体験展示の拡充、オンライン相談
の通信環境整備)

相談窓口・リビングラボの増設
(相談窓口11箇所、リビングラボ
6箇所からそれぞれ数箇所程度
の増設)

< 感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例 >

< 見守りセンサー >

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知

→遠方から効率的な見守りが可能になる。



< ICT(インカム) >

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



< 移乗支援(非装着型) >

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。

介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）

見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）

1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃

事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）

令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせへの支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。

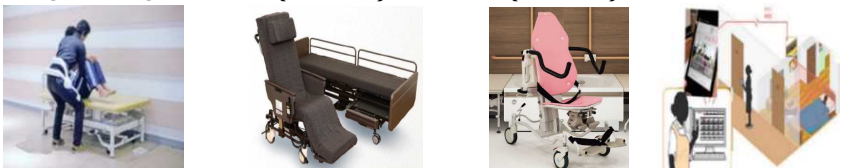
介護給付費分科会における報酬改定の議論において、テクノロジー活用による加算要件として想定される介護ロボット・ICTの組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)		令和2年度(1次補正予算)	令和2年度(3次補正予算)	
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	更なる拡充	移乗支援 (装着型・非装着型) 入浴支援 上限100万円	移乗支援 (装着型・非装着型) 入浴支援 上限100万円	
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	—	上限150万円 <small>令和5年度までの実施</small>		更なる拡充	上記以外 上限30万円	上記以外 上限30万円
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	利用定員2割まで <small>令和5年度までの実施</small>			必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1/2	対象経費の1/2			都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定
				上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)		

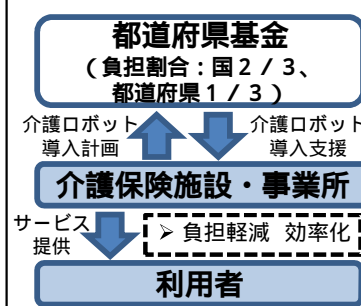
対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

装着型パワーアシスト (移乗支援) 非装着型離床アシスト (移乗支援) 入浴アシストキャリア (入浴支援) 見守りセンサー (見守り)



事業の流れ



実績(参考)

➢ 実施都道府県数：46都道府県 (令和元年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1
58	364	505	1,153	1,645

(注) 令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値
1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

地域医療介護総合確保基金を活用したICTの導入支援

介護現場のICT化に向けては、令和元年度より、各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援を実施しており、令和2年度には、補助上限額の拡充等を行ったところ。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負担が増えている現状を踏まえ、令和2年度第1次補正予算において、業務負担の軽減や業務効率化を図るため、更なる拡充を行っている。

< 第1次補正予算の拡充内容 >

補助上限額の更なる引き上げ（事業所規模に応じて100万円～260万円）

補助対象となる機器の拡充（wi-fi購入・設置費）

補助対象となる介護ソフトの拡充（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト購入も対象とする）

令和3年度報酬改定では、VISIT・CHASEを活用し、科学的に効果が裏付けられた介護を推進することとしているが、これに当たってはICT機器の導入が前提となることから、これまで拡充された事業内容を継続するとともに、**一定の要件を満たす事業所への補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る**ことにより介護事業所等における更なるICT化の推進を図るものとする。

一定の要件 VISIT・CHASEにデータを登録する体制が取れている場合
標準仕様を活用してサービス提供票（サービス計画・サービス実績）を事業所間/施設内でデータ連携している場合

	令和元年度	令和2年度（当初予算）	令和2年度（1次補正予算）	令和2年度（3次補正予算）
補助上限額	30万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 50万円 職員 11人～20人 80万円 職員 21人～30人 100万円 職員 31人～ 130万円	拡充 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 100万円 職員 11人～20人 160万円 職員 21人～30人 200万円 職員 31人～ 260万円	事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 100万円 職員 11人～20人 160万円 職員 21人～30人 200万円 職員 31人～ 260万円
補助率	1/2 事業主負担：1/2	拡充 都道府県の裁量により設定 （事業者負担は入れる事を条件とする）	同左	拡充 一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定
補助対象	介護ソフト、スマートフォン、タブレット等	同左	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）

更なる拡充

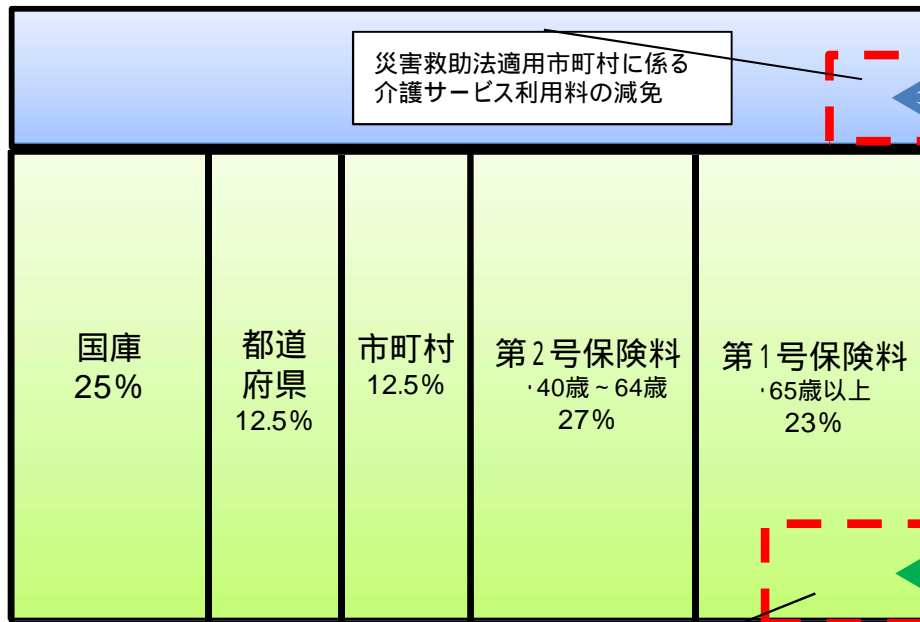
事業目的

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免に要する費用が当該市町村の財政負担となるため、その負担の軽減を図る。

事業概要

令和2年7月豪雨による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。

介護サービス利用料
(自己負担分)
(介護サービス費の1割相当)



国庫による財政支援

【対象市町村】

災害救助法適用対象市町村

【対象費用】

減免した第1号保険料

減免した介護サービス利用料のうち、
第1号保険料相当分(同利用料の23%)

【補助率】

2 / 10

残りの8 / 10については、災害で被災した市町村を支援する既存の仕組み(特別調整交付金)で財政支援を行う。

一定以上所得者の場合は自己負担分が介護サービス費の2割又は3割となるとともに、給付は介護サービス費の8割または7割となる。



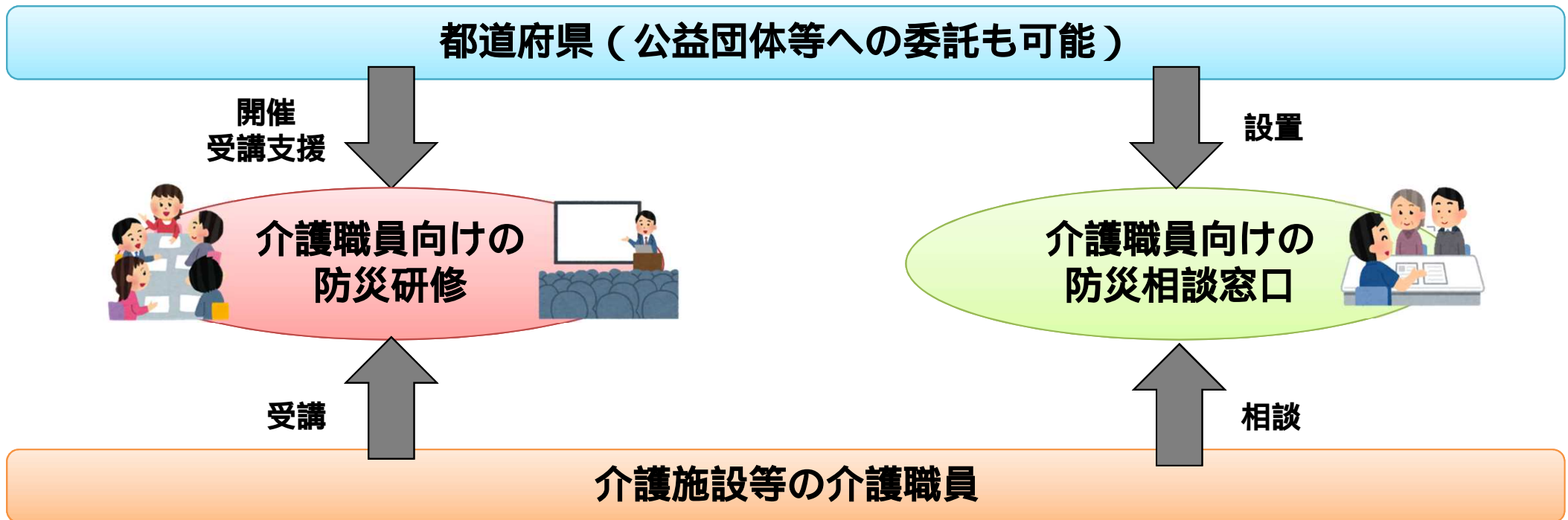
介護施設等は、自力避難困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、災害に備えた十分な対策を講じることが必要である。

介護施設等の介護職員については、災害発生時において、現場で避難のタイミング等を判断することが必要となるため、防災知識の習得などが求められる。

そのため、介護職員向けの防災研修を都道府県が行うことや、公益団体等が実施する介護職員向けの防災研修の受講を支援する。

また、都道府県において、介護施設等から、防災に関する相談を受けるための「防災相談窓口」を設置することを支援する。

【事業イメージ】



高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等**、倒壊の危険性のある**ブロック塀**等の改修の対策を講じる。

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進
 ・非常用自家発電設備（ ） 、水害対策に伴う改修等（ ）

施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2		なし	総事業費500万円/施設
	自治体 1/4			
	事業者 1/4			

・給水設備

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4		なし
	事業者 1/4		なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			

高齢者施設等の安全対策強化事業

災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 （定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設）	定額補助	スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡ + 2,440千円/施設 自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） 消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

